

## 適格請求書（インボイス）制度導入に伴う環境省との委託契約に係る 変更点について（概要）

委託契約受託者様へ

### 1 インボイス制度の概要

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施されることになった制度であり、適格請求書（インボイス）とは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシート等を指します。

現行の請求書である区分記載請求書の記載項目に加え、インボイスでは「適格請求書発行事業者登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要となります。

### 2 仕入れ税額控除について

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」といいます。）からの課税仕入れについては、消費税の納付時に仕入税額控除に計上できないこととなります。

#### 区分記載請求書等保存方式とインボイス制度の比較

	区分記載請求書等保存方式	インボイス制度
適用期間等	2019年10月1日から導入され、 2023年9月30日まで適用	2023年10月1日から適用
登録制度	事業者登録制度なし	事業者登録制度あり
免税事業者等からの課税仕入	仕入税額控除の対象となる	<u>仕入税額控除の対象とならない</u> <u>（経過措置あり）</u>
売り手の請求書等の交付義務	交付義務なし	交付義務あり （免除特例あり）
免税事業者等の交付	交付可	適格請求書発行事業者以外は交付不可

### 3 環境省との委託契約に係る変更点

インボイス制度導入に伴う委託契約に係る変更点について、次のとおりです。

事項	変更点
委託契約書、委託業務費請求書	・「適格請求書発行事業者登録番号」、「税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率」について記載項目を追加。
消費税仕入れ税額控除が適用されないことによる影響額	・免税事業者等との取引に伴い、消費税仕入れ税額控除が適用されないことによる影響額については、委託契約受託者様の意向により環境省からの負担が可能（経過措置適用後の実費相当分）。 1：消費税仕入れ税額控除に係る影響額算出シートの作成が必要となります。 2：影響額が原契約額からの増額になる場合は、変更契約書の作成を伴うため、契約期間内の処置が必要になります。 3：影響額が原契約額の範囲内に収まる場合は、確定事務で処置します。

### 4 委託契約受託者様へのお願い

委託契約受託者様から取引相手方（免税事業者等）に対して不当な不利益を与える事態が発生することがなきよう、以下の公正取引委員会 Web サイトの Q&A を御一読いただき御留意願います。

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

### 5 その他

インボイス制度そのものに関しては、国税庁に特設ページが設けられており、御参照いただきますようお願いいたします。

制度概要、Q&A、取扱通達、コールセンター等

国税庁インボイス制度 公表サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

（問い合わせ先）

環境省大臣官房会計課監査係

TEL：0355218219

E-mail：[kanbo-kaikei@env.go.jp](mailto:kanbo-kaikei@env.go.jp)